

答 申 第 4 2 号
平成30年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲 様

石川県個人情報保護審査会
会長 鴨 野 幸 雄

森林簿等の電気回線通信を用いた外部への提供について（答申）

平成30年1月24日付森管第2788号で知事から諮問（個人情報保護条例第7条第2項関係）のあった標記の件について、当審査会の意見を下記のとおり答申します。

記

1. 審査会の結論

諮問のあった別紙のシステムについては、公益上の必要性その他相当の理由があり、妥当な内容と認められる。また、個人の権利利益が侵害されないよう必要な措置が講じられていると認められる。

2. 審査会の意見

- (1) 別紙のシステムによる森林簿等の提供は、県、市町、林業団体等がそれぞれ管理する情報を共有し、効率的な森林の経営を可能とするために必要であると認められる。
- (2) 今回の諮問事項について、実施機関は個人情報の提供にあたり、提供先に対し当該個人情報の管理について適正な措置を講ずるよう求めるとともに、今後ともセキュリティ対策をはじめ、適宜必要な見直しを行いながら適正な運用に努められるよう要請する。

事務システム名	森林クラウドシステム(諮問第43号)	主務課	農林水産部森林管理課
---------	--------------------	-----	------------

提供先	提供する個人情報	提供する必要性
1. 市町	森林簿等に含まれる森林所有者の氏名・名称、住所、森林の地番、面積、樹種、材積等	林地台帳の作成のため
2. 森林所有者又は森林所有者から経営の委託を受けた者		施業の集約化によって効率的な林業経営を図り、適切な森林整備を推進し、また森林の有する公益的機能の維持増進を図るため
3. 権原に基づき森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者		
4. 林業団体(森林組合、林業事業体、森林研究・整備機構、石川県林業公社、石川県森林組合連合会)		